
令和7年 第4回 球磨村議会定例会会議録(第4日)

令和7年6月20日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和7年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第30号 財産の処分について(村有林の法正林化)
- 日程第2 議案第31号 工事請負契約の締結について(グラウンド仮設団地改修工事(グラウンド側4列目))
- 日程第3 議案第32号 工事請負変更契約の締結について(村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事)
- 日程第4 議案第33号 工事請負変更契約の締結について(沖鶴橋配水管災害復旧工事)
- 日程第5 議案第34号 球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第35号 球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第36号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第8 議案第37号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第9 議案第38号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第39号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第1 議案第40号 財産の取得について
- 追加日程第2 議案第41号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 請願書について
- 日程第14 発議第3号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 発議第5号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 発議第4号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第4 決議第1号 松谷村長及び上蔀副村長に対する辞職勧告決議

日程第16 議員派遣について

日程第17 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第30号 財産の処分について（村有林の法正林化）

日程第2 議案第31号 工事請負契約の締結について（グラウンド仮設団地改修工事（グラウンド側4列目））

日程第3 議案第32号 工事請負変更契約の締結について（村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事）

日程第4 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（沖鶴橋配水管災害復旧工事）

日程第5 議案第34号 球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第6 議案第35号 球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第36号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

日程第8 議案第37号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第9 議案第38号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第10 議案第39号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第1 議案第40号 財産の取得について

追加日程第2 議案第41号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 請願書について

日程第14 発議第3号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第3 発議第5号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 発議第4号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第4 決議第1号 松谷村長及び上蔀副村長に対する辞職勧告決議

日程第16 議員派遣について

日程第17 閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

1番 永椎樹一郎君	2番 西林 尚賜君
3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	7番 嶽本 孝司君
8番 舟戸 治生君	9番 高澤 康成君
10番 田代 利一君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子	書記 野々原真也
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上薨 宏君
教育長	大瀬 克彦君	政策審議監	門垣 文輝君
総務課長	高永 幸夫君	復興推進課長	蔵谷 健君
税務住民課長	大岩 正明君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	淋 辰生君	農業委員会事務局長	山口 智幸君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第30号 財産の処分について（村有林の法正林化）

○議長（舟戸 治生君） 日程第1、議案第30号財産の処分について（村有林の法正林化）を上

程します。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第31号 工事請負契約の締結について（グラウンド仮設団地改修工事（グラウンド側4列目））

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、議案第31号工事請負契約の締結について（グラウンド仮設団地改修工事（グラウンド側4列目））を上程します。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。総務課長にちょっと確認でございます。当初予算で7,175万4千円と組んでございまして、今回5,756万4,100円の仮契約中でございますが、単純に予算をしたときに1,419万円ぐらい残があるわけですね。この残といいますか、残金について、他に何かするというような予定があるのかどうか、確認をお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 当初予算額よりも金額が今回減ったわけでございますが、全協でも議員の皆様ご意見があったとおり、やっぱりプライバシー関係で、隣の洗濯物が見えたりとか、階段があってスロープが欲しいとか、そういった要望がございますので、そういった外構工事のほうを、今後、要望に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 一般質問でさせていただきましたけども、やっぱりそれぞれの、今、村営住宅に入っておられる方からいろんな要望等々がございまして、今回のこの工事だけではなくて、既に工事が終わっている部分についても、この予算立ての中でできるのかどうかということでお伺いをしておりますので、大丈夫ということでございますかね。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 当初は外構関係も当初予算のほうに計上しておりましたので、この

予算残で対応できるものと考えております。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 以前のやつもですね。

○総務課長（高永 幸夫君） そうです。

○議員（1番 永椎樹一郎君） はい、分かりました。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） その話の中で、今、災害で仮設の住宅を、村営住宅という流れの中で進められていると思います。幾つかのこの相手方、契約の相手方に県が絡んで、どうしてもその業者でしかできないといういろんな条件の中で、この契約の相手方、将来的にも恐らくずっとそこが絡んでくるんだろうと、分かりませんが、そもそもとして、球磨村の総合計画の中に村営住宅建設を推進していく。あそこは総合運動公園でありながら、結果、その機能は果たせなくなるわけなんですよね。

プラス、あの当時の災害規模が起きた場合に、あれだけの拠点となる場所というのはなくなっていく状況にあるわけですね。そっちが進みつつ、あそこを用途を変えて村営住宅の位置づけにして、じゃあ災害に強い、あれだけの規模の災害を受けた場合に、じゃあその拠点となる整備というのは全然話に出てきていないわけですね。

進めることに言うわけではなくて、村長の掲げる災害に強い村づくりの一環として、もちろん被災された方の住まいの確保は必要だと思っている。塚ノ丸は40世帯の方々が当初そこを希望されて、19世帯がそのままの状況で新しく住まいの確保をして進められております。

今の現状でも21区画は、応募したものの辞退をされて、ほかのところに移られております。じゃあ、この21世帯が入るべきだった場所において、あるいはその塚ノ丸の中に村営住宅の建設も考えられているわけで、何か方向性が定まっていないというか、じゃあ21区画に対してどういう受入れを可能にしていくのか。あるいは運動公園としていた機能が、村営住宅を造ることによって運動公園の確保もできない。また、災害に応じた拠点となる場所もなくなっていった状況。

これを含め、将来的なビジョンとして、村長はどのように考えておられるのかお聞かせいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

まず、塚ノ丸団地の入居予定のない21区画という部分ですけども、そこについては以前も議会とはいろんな話合いの中で説明をしたと思いますけども、これから、例えば塚ノ丸団地の広報用の看板でありますとかそういうのを立てて、もちろん村内に限らず村外からも、そこを選んで住宅を建てていただけるような、そういった移住定住に向けた取組の一環として塚ノ丸団地の場

所は使っていきたいと考えております。

そして、運動公園としての機能につきましては、これも議員の皆さんとはいろいろ話をしてい
る中で、今から遊水地となります金橋商会の跡地辺り、上流部、村道から上流部でございますけ
ども、あちらのほうにスポーツエリアとして、できる限り、今まで運動公園にあった機能をあそ
こに移すということで、もうしばらく時間はかかりますけれども、そのような考えで今進めており
ます。

そして、これまで運動公園が果たしていました災害時の避難場所でありますとか、そういった
ところの機能でございますけれども、これからは、もちろんあそこは災害時の災害復旧、避難場所
としまして、そういう拠点として整備はしていくところでございますけれども、議員が言われるよ
うに令和2年豪雨災害規模の災害、地震等も考えられますけれども、そういったところが来た場合
には、そこだけでは、もちろん村民の皆さん全てを受け入れることができない可能性は出てくる
と思います。

そのときには近隣の市町村と協力しながら、近隣の市町村に、またそういう避難の場所をお願
いいたしますとか、そういったところも考えなければいけないのかなと思いますが、村内に、こ
れから球磨村が発展していくためには、さらにそういう場所、安全な場所を作っていく、そうい
うことも考えながら、そういういろんな選択肢の中から、ぜひ議会と共にいろいろ意見を言い合
いながら決めていけばいいのかなということで、今のところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 否定はしておりませんが、この改修工事のグラウンド4列目を、
これまで2世帯あるいは3世帯入っていた分を1つの部屋にしたりとか、そういった場合に1つ
の居住スペースをすることに対して約1,500万円ぐらいかかるんですよ。かかるんですよ、
部屋の世帯数を考えたら。

じゃあ、本当に災害仮設住宅を払下げをして、3世帯分を1つにまとめて、そこを1つの世帯
が住めるようにという整備、村営住宅の位置づけ、これにかかる費用が1棟当たりに約1,400万
円くらいかかるのであれば、塚ノ丸でも1つの建物、1,500万円くらいの村営住宅を新しく
建てることも可能なわけです、考え方次第では。わざわざ、ここを村営住宅としての位置づけを
していく必要があるのか。

あるいは、今考えておられる遊水地の跡地の中で運動公園。この運動公園が、総合運動公園は
運動する機能と災害拠点という2つの役割を果たせるにもかかわらず、じゃあ遊水地に造った運
動公園が拠点の中心とできるかという、その分は絶対できないわけですね、球磨川の横に。と
考えると、運動公園のそもそもの必要性も含め、しっかり検討していかないと、整備するのは国

交省がお金を出してくれるでしょうけど、それ以降の維持管理費は球磨村が負担をしていくわけですね。

であれば、総合運動公園も、住宅となるスペースを極力抑えて、一次、二次、ある程度の災害には対応できるようなスペースも確保する必要があるのではないかと。将来的にあそこに村営住宅を整備して、上には災害の防災施設を造ろうと今計画をされているんです。果たして、あそこに全て集約することが本当に可能なのか。それを可能とするならば、あの大きな災害時に対応するような自衛隊を受け入れるスペースというのは、やはり新たに村として整備をする必要があるわけで、そこをしっかりとめり張りをつけた計画をしていかないと、補助、あるいはいろんな、村にとって有利な予算もあるかもしれませんが、これまでの流れからいくと、非常に限られた財源という表現、厳しい財源という表現をされておられるので、あれもこれもそれもとということよりもめり張りをつけた計画をしていかないと非常に行き詰まるのではないかと私は思っています。

これに対して悪いとかということではなくて、先ほど、あの規模の災害があったときに隣接する市町村と言われました。あれだけの規模で、じゃあ本当に近隣の市町村が受け入れられる体制づくりができるかと考えると、非常に私は厳しいだろうと。やはり村は村として、そこはしっかりと確保して、球磨村は球磨村として、しっかりと被災者を有事の際に守るという、これが基本であって、今の段階で近隣市町村にお願いすると。今の段階ですよ、というのは、非常にトップとしての考えが甘過ぎるのではないかと私は思います。

そういう思いであります、再度、村長にお伺いします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

まず、仮設住宅の村有住宅への転用といいますか、その分につきましては、議員ご承知のとおり、復興基金のほうから多くの補助金が出ますので、村の負担が少なくなるということで、それを活用させていただいてということで、今、進めているところでございます。

そして、塚ノ丸団地に村有住宅でも建てられるんじゃないかというのは、本当そのとおりだと思います。そういったところも含めたところで、しっかり今後は考えていかなければいけないというのは、私も同じ考えでございます。

そして、運動公園の防災拠点としての役割といいますか、そういった部分では、もちろん、今、村で計画しているところでは、ちょうどグラウンド仮設の真ん中の道路から入り口、あそこまでを、できれば村有住宅として残したい。それから先の部分については防災の拠点、例えば広場として残していくということでございます。

ですから、令和2年のことを考えますと、ヘリの離着陸ぐらいはあそこでできるような形ができないかということで、今、考えているところでございますけども、先ほども言いましたように、

令和2年豪雨災害ほどの規模の災害があれば、恐らくあそこだけでは足りないようになるのかなとは思いますが、今、村ができる最大限の防災拠点の整備としましては、今、計画している分なのかなということ考えております。

そして、財源についてですけれども、本当、これから様々な、村が復興するに当たっては、まちづくりの財源でありますとか、いろんな財源が必要になってきます。そこについては議員言われるように、しっかりとこうめり張りをつけた、優先順位をつけた使い方をしていかないと、村としましても財政的に厳しくなるのはもう目に見えておりますので、そこはしっかりと執行部でも考えますし、議会のほうにもご提案をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第32号 工事請負変更契約の締結について（村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第32号工事請負変更契約の締結について（村道渡大槻線緊急自然災害防止対策工事）を上程します。

ご審議を願います。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（沖鶴橋配水管災害復旧工事）

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第33号工事請負変更契約の締結について（沖鶴橋配水管災害復旧工事）を上程します。

ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第34号 球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第34号球磨村診療所の設置及び管理に関する条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 全協で説明を受けて何うんですけども。この指定管理という方向性でいく中で、来年4月から開院というようなことで計画されておりますが、その中で新しい機材というんですかね、医療用機器を移したりとかいうようなことが必要で、それが1か月ほどかかるんじゃないかという説明を受けたと記憶しております。

あとは全体的な中で、その指定管理者になられた方がどれを準備しなければならないのか、村としてどこまで整備を、指定管理のスタートに当たってすべきものがどういうものがあるのか、その説明をよろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 診療所につきましては、建物等は既にあるところでございますが、医療機器につきましては現運営法人の所有となりますので、それを譲り受けたいと考えております。

あと、医療機器以外の備品につきましては村の所有となっておりますので、そのまま使うということになります。

あと、足りない部分となりますと、医療システムにつきましては、その法人ごとに違うこととなりますので、指定管理者が用意するのは医療システムの準備が必要となると考えています。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） また今後、いろいろ協議、新たに指定管理が決まった場合に、今の説明の中でどちらが準備するとか、他にしなくてはならないものが発生するかと思いますので、その時点ではまたいろいろ予算化ができるのかなと思いますが、ぜひその辺の段取りにつきましてはスムーズにいくようにしていただきたいということと、もし新たに必要なものが出たとすれば、また早めに、それをまた提示、説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 確認です。この球磨村診療所、要は、今の運営されている法人、これは来年の3月と、もう決まっていますよね、いつまでということ。

先ほどの宮本議員の質問の中で器具、医療のいろんな高額な器材が入っている状況で譲り受けたいと考えておりますという回答をいただきました。それはどこまで踏み込んで、今それを所有されている法人と譲受けというところまでの話をされているのか。ただ行政として、そういう話をこれからしますなのか。要は、将来的にこれを村営でという話を村長がされておりますが、本当に譲受けができるのであれば予算等々もさほど高額にはならないと思いますが、最終的に、いえ、譲受けはしません、全部持って帰りますと言われた場合に、本当にそこまでの高額なものが整備できるのか。今の段階で相手方の法人とどこまで踏み込んで話をされているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 現医療法人の考えとしては、診療所の医療機器については、もう置いていきたいということで話は伺っております。

今の医療機器について、これは5年前の災害時に導入されたもので、国の補助金を活用して導入されました。まだ5年程度ですかね、5年はたっていないですね。それ以降に導入されましたので、まだ国庫補助を返納する可能性もあるということになるようで、そういったときに今の医療機器の価値といいますか、残存簿価を基に算定して、国にどれぐらいお金を返す必要が出てくるのかというのがその残存簿価が基準になりますので、そういったところを基準にして、村が譲り受けたいという意思表示をさせていただいているところです。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。今回、村営にするために条例の改正ということで提案をしてありますけども、平成11年にこの球磨村診療所が、そのときに診療所と医師の住宅を建設をされております。診療所辺り等々の不具合、あるいは医師住宅等の不具合といいますか、改修を必要とするとか、極端に言えば雨漏りがするとか、渡り廊下のところがとか、そういうところに対しての改修の必要が現段階であるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 診療所につきましては平成10年に建設されまして長い年月がたっておりますけれども、災害時に浸水したところの修理とかというのはしているところですが、現時点で雨漏り等のお話は聞いていないところです。

ちょっと外見等も見ますけれども、屋根の汚れが目立っているというところも見受けられますので、そういったところも、村営化に向かって修理や修繕等が出てくるときは予算化をさせていただきたいと考えています。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） これから先生だったりスタッフだったり、そういう法人との駆け引きの中で村営の診療所としてスタートするわけですので、医師の住宅の中のいろんな不具合といいますか、そういうものをしっかりとしていく必要があるんだろうと思います。

これは最後に要望です。この前、課長からお聞きをしました。診療所の報酬とか、診療報酬でも決まっておりますのでできませんが、ぜひ球磨村診療所を村民の方が、村民の方だけに限りませんが、診療所を使っていただくというか受診をしていただく。すると指定管理料も減額といいますか、受診者とやっぱりあれが出てくるということをお聞きしましたので、要望でございますので、ぜひ、球磨村診療所を受診をしていただくということのPRを、ぜひお願いをしたいと思います。要望でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。先ほどの高澤議員の追聴になりますけれども、医療器具を譲受けするときに、今、国庫補助の残存簿価というふうに聞いたんですが、無償ではないということを取っていいですか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 国庫補助金を活用して購入されているので、譲り受ける場合は、その現医療法人が国に返納するお金が出てくるということを伺っておりますので、村としては購入したいと、譲り受けたいと、有償で考えています。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第35号 球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第35号球磨村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第36号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第36号令和7年度球磨村一般会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 予算書13ページ、ジビエの解体処理加工施設新設工事。この前、8,000万円からの追加ということで、半分ぐらいの予算を計上されました。もう内容につきましては全協で説明をされましたので言いませんけれども、そのときに見直しの指摘がたくさんあったような気がします。家の高さとか、ウインチで必ずこれが必要なんだということですので、その辺については十分考えていただいて発注をお願いをしたいと思います。

それと、焼却炉については、いつ頃発注されますか。なぜなら、今、害獣は全部八代に持っていかれるんですね、八代に。1キロ250円だと思います。でしょう。月に4、50万円。大変な金額になると思いますので、焼却炉については急いでお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

今回、ジビエの新設の建設に伴いまして、焼却炉のほうも今回一緒に設置するというところでさせていただいております。こちらのほうにつきましては、既にもう入札の手続のほうをさせていただいております、来週にでも入札会が開けるかなというところで考えているものでございます。

先ほど議員からお話がありましたとおり、現在、八代市のほうに処分をさせていただいておりますけれども、4月分だけではございますが、1か月で約45万円ほど処分の費用がかかっております。かなり大きな金額になりますので、一日も早く焼却施設については完成させたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。今の質問にちょっと関連をさせていただきたいと思っておりますけれども、全協あたりで、今回増額分を含めて、総額が2億円近くということになるかと思っております。実際に建てていく中で物価高騰が発生した場合に、恐らく2億円を超えてくるような建物になってくるんだらうというふうに思っておりますけれども。今回2億円を使って建屋を建てますけれども、3月の当初予算のときにもちょっとお聞きをしましたが、年間のコスト、この辺ですね、人件費を含めて燃料費だったり処分代だったりというところが出てくるかと思っておりますけれども、年間のコスト、どれぐらいかかるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

先ほど、人件費を含めてのコストということでお話がありましたので、その分を含めてご説明させていただきたいと思っております。

人件費を含めた分ということになりますと、令和6年度が、実は決算はもう既に終わっていて、総会もさせていただいたところなんですけれども、令和7年度、実際にいいますと令和7年3月ですね、令和6年度の一番最後の月になりますけれども、3月から新しく1人雇用をさせていただいております。ですので、6年度決算でいいますと、人件費がそこ含まれていないということになりますので、現在こちらのほうで出しています令和7年度分、今年度の予算額と令和8年度、新設建設以降の比較ということでお話しさせていただきたいと思っております。

まず、令和7年度ですけれども、まず人件費というのが必ずかかってくるかなというふうに思っております。それから、必ずかかるものとしては電話料、それからインターネット、携帯電話はあるんですけども、そういった通信費、それから施設の中で使う電気、水道関係の光熱費というものが基本的にかかってまいるかなというふうに思っておりますので、そういったものも含めまして、経常的にかかるであろうと思われる分につきまして、令和7年度では647万円というふうに今のところ見積もっております。

これは、新しい施設が令和8年度からの稼働ということで現在考えているところなんですけれども、どうしても新しく施設を造ったときに、冷蔵室、それから冷凍室といった形で、それから湿気対策ということで除湿関係の施設の設備を入れるというところで、どうしても電気代のほう

が大きくかかってくるかなというふうに考えております。そういったところを含めまして、また令和8年度からは新たに1名雇用ができないかなというところで、そういったところも含めまして、新しい施設のほうではなく、そういった経常的な経費1,200万円ぐらいになるんじゃないかなというふうに考えております。

それから人件費の中では、令和7年度、本年度ですけれども、9月末をもちまして、現在、一緒に活動していただいている地域おこし協力隊の隊員が任期満了ということになります。10月以降も引き続き、この施設で一緒に働いていただこうということで考えておりますので、その分が令和7年度で半年分となるんですけれども、8年度以降は1年分丸々という形になりますので、先ほど言いました令和7年度の経常的な経費というものと、令和8年度で見込んである費用が約550万円、60万円ぐらい増額になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 既存の施設に比べたら、新しい施設では年間のコストがかかってしまうということであろうかと思えます。今回2億円をかけて建物を建てて、前も言いましたけれども。焼却炉は使用年数がございますので、恐らく7年前後で、また焼却炉の更新ということになってくるのかと思えます。

先ほど、焼却炉は今入札中ということで、これも1,000万円を超える金額になってくるだろうと思っておりますけれども、これだけお金をかける、コストもかかるという中で、毎年の費用対効果という部分は大事なところでありますので、毎年、審議会等もありますけれども、そういった席でしっかりと説明ができるようお願いをしていきたいというふうに思っております。

でも片や、やっぱり獣害被害に悩んでいらっしゃる方はたくさんいらっしゃいますので、受入れ時間等々も変わっていくという中で、そういった施設は必要ですので、費用対効果と併せて、今後とも、そういった事業の推進の報告等をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。予算書12ページで、環境衛生費でお尋ねをしたいと思います。

提案理由の中で、今回浦野地区の新たな水源を開拓するためということで800万円の予算を計上してございます。内容をちょっとお教えいただければと、どういう工事をされるから、それに対するの負担をするんだ。たしかここは地区の給水施設組合だと思うんですが、よろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

水道水源開発事業補助金で、先ほど申されました浦野地区のほうのボーリングを計上しております。現在、谷水というか砂防の施設から取っておられますが、降雨等のあったときには濁りのほうが増えたということで、地区のほうで使用されているというところで、ボーリング工事について補助のほうをさせていただいております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。じゃあ、課長、ボーリング工事をされるだけの、この工事の800万円ということでございますね。

実は、6月の広報誌に水道施設などの補助ということで、水道施設の施設整備とか浄水施設の整備ということで、水道施設の施設整備は事業費の35%以内とかということで、1万2千円掛ける組合員の戸数を掛ける、どちらか有利なほうをとということと、浄水のほうは上限を500万円としてというような広報誌に載っていたものですから、この工事はその水道施設の補助事業、補助制度にはかからないといえますか、ボーリング調査ですので、そこには該当しないといえますか、この根拠にはないということによろしゅうございますか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） この事業についてはボーリングのみの、補助については。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ですから、私が言いたいのは、補助制度がありますよね、給水施設等々に。そういうのには、その補助制度の内容についての、この負担金の補助はそれにはかからないといえますか、それとは別なものなんだよということで理解してよろしいんですね。

ついでに、課長が今、私を見られたので、ついでに聞きます。

簡易水道の特別繰出金で一般会計から2,520万円。その次です、繰出金のところですよ。今回、一般会計から減額で、簡易水道特別会計のほうに繰出金で2,520万円を減額をされておるんですね。今度は簡易水道特別会計では、また地方債、過疎債の中でそれを2,520万円と、今度は簡易水道のほうでは上げてあるんですね。いいですよ、一般会計のほうから減額をして、特別会計でまたする。ただ、全て過疎債で、同じような過疎債の地方債を使ってあるものですか、この絡みはどうだったのか。総務課長ですかね、お教えいただければと思いますけども。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 大変失礼いたしました。

令和6年度においては、簡水特別会計、簡水債50%、それから一般会計で50%ということで見込んでおりました、令和7年度においても同じ50%、50%でいく予定でございましたけれども、簡水会計の起債だけで賄えるというところで組み替えをさせていただいているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） じゃあ、同じ過疎債の3地区の工事といいますか、そういう給水施設の工事をされるということでしたけれども、今、総務課長のお話では、一般会計から繰り出しをしておったけれども、こっちの特別会計のほうでめどがついたというか、メニューが同じだったんですよ。簡易水道債とか、普通の有利な地方債ならそっちのほうにしたということでしたけれども、どっちも同じような項目の中で、過疎債で3つ上げてございましたものですから、どういう絡みがあったのかなということでお聞きをいたしました。

簡易水道特別会計のほうで予算立てができたので、一般会計からの繰出金を必要としなくなったので減額と、簡易水道特別会計のほうで増額ということで、理解ということでよろしゅうございますね。はい、すみません。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 15ページになりますかね、教育費の中の公民館費のところではちょっとお聞きしたいんですけども。公民館費の中の委託料ということで、ここ数年、言葉をよく聞くような気がするんですけども、ふるさと学ということで「仏がみちびくふる里めぐり」文化継承事業業務委託料200万円上げてありますけれども、この内容についてを教えてくださいと思うんですけども。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

ふるさと学「仏がみちびくふる里めぐり」文化継承事業ということで、この取り組みにつきましては3か年の計画というところで、令和5年、令和6年、今年度までの事業として取り組んでいるものでございまして、球磨村の文化財について、今の現状、被災した後の現状をいま一度調査をいたしまして、球磨村の今後の小中学校、義務教育学校ですね、そういったところでもふるさと学というような取り組みを行っておりますけれども、こちらのほうでも使えるような形で、分かりやすく解読できるような調査書、いろんな文化財のマップ等も含めたところで、そういったガイドブックというのを今作成をしているところで。こちらにつきましては、先ほども言いましたけれども今年度で、その副読本、ガイドブックですね、そういった調査書のほうを完成をさせ

て、今後に活用していくというところで取り組ませていただいているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 未来を背負っていただく子どもさん方、清流学園の皆さん方、そういう方々にも球磨村の魅力あるそういう文化継承、その辺のところもしっかり、今年度が最後ということでございますけれども、まとめの年であろうかと思いますが、しっかりとそこら辺のところは教育にも使っていただきたいと思います。

説明の中で文化財とか、いろいろそういうお話もありましたけれども、そのところでちょっとお聞きしたいんですけれども、神瀬地区に岩戸鍾乳洞がありますんですね。本当に珍しい鍾乳洞だと思います。あそこに、内に潜水していただいて、テレビにも何回も出ておられる吉田さんかな、あの方々も来て、何回か潜っておられます。あと何百メートルあるか分からないで、高沢のほうまで続いているかもしれないよとか、いろんな話を聞きました。その立派な珍しい岩戸鍾乳洞があるんですけれども、あそこの参道が壊れたまんまになっておりまして、道がしっかり通っている間は、よそからも結構来ていらっしゃったんですよ、若いカップルの方とか。

あの参道はいつ頃、何かそういうめどは立っているのかなというところがちょっと気になったものですから、今お聞きしたんですけれども、その点は分かりますかね。分かる範囲で結構ですけれども。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） ただいまの岩戸鍾乳洞参道の件というか、そういった質問でございますが、現在、堤岩戸地区においては、かさ上げ工事のほうがなされております。併せて砂防の計画等もございまして、その中で地元からも参道の話というのはお聞きしております。ただ、今現在、現状でいきますと、まだ参道がどうなるかというのは未定となっております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 教育課長にまたお尋ねですが、サイドブックを作られるということで、作成料ですか、これは、作成の委託料ですか。それも大体分かって、配付とするならば何冊ぐらいするのか、そんなのは分かっていないですか。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） こちらのほうですけれども、ガイドブック作成業務の委託というところで、製本とか、当然そういった部数というところもあるんですけれども、すいません、部数につきましては、どのくらい作るのかというのは把握はしておりませんので、今後、確認しておきます。申し訳ございません。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 予算書10ページ、情報通信施設の管理費ということで、電柱利

用料の未払いの件ですね。1年間の未払いがあったということで、今回の補正で、それぞれの方に早期に支払うということで、早期に解決を図っていただきたいというところなんですけども。全協あたりで説明もありましたけども、今後、チェック体制だったり研修なんかをやっていくということなんですけども、これは総務課だけではなくて、庁内全課に言えることだと思います。ここ数年、間違い等々が起きる中で、やっぱりこのチェック体制、研修等は本当に必要だというふうに思っておりますので、その辺の対応、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

今回、そういった中で、今後どうするかということで、今、自営柱の調査をやられているということなんですけども、災害発生以降、多くの電柱がいろんなところに移設をされたりだとか新設をされておりますけども、この辺の調査、今後いつ頃出てくるのか。そして、その調査結果によっては、また再度補正を組むという可能性があるのか。というのが、この1年分じゃなくて、電柱の移設、新設は、2年、3年前から行われていると思いますけども、そういうのも含めて再度補正に上がってくるのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 4月の全協のときに、この自営柱をご説明させていただいたところです。それで、今、自営柱の確認をしているところがございますが、確認と併せて、所有者のほうも替わってございますので、所有者のほうの確認も今やっているところがございます。そして、新たに設置、令和3年、令和2年、令和元年と令和2年を比較したときに、実際自営柱がないところも確認できておりますので、そういったところも併せて調査をし、できるだけ早く議会のほうにご報告をしたいというふうに考えております。

今現在、3分の2程度の調査が終わっておりますので、9月の議会、全協ぐらいではご説明できればいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 9月までには、ぜひ待っておりますので。

というのが、やっぱりこれだけ災害で、いろんなところに移設をされたり、私の近くでいけばもう塚ノ丸辺りができておりますので、結構新設をされた部分もございますので、そういったところも含めて、今後どうなっていくのかなというところと、また補正が出てきた場合に、またしつかりとご説明をいただくということになるかと思っておりますので、その辺は9月あたりに、ぜひ早めに対応をお願いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ジビエの解体処理施設に関連して確認をさせていただきます。

今後、そこを運営をしていく中で、これまで同様、ジビエの里活用協議会に委託をして運営を

していくと。令和6年度のジビエの里協議会の決算に対しては、収入702万5,982円、この内訳として委託料が210万円程度入っております。そして支出の部は617万9千円。収入の約700万円に対して、売上額が360万円程度でした。

解体処理施設を建設することに対しては反対ではありません。それだけ投資的な今後の事業をやっていく中で、これを建設する2億円程度の、考え方として、先ほど西林議員も言われた費用対効果の分ですね。これの計算上、10月以降約550万円程度、これは地域おこし協力隊が満了するところでの金額、令和7年度、全体的には647万円程度を見込んでいると、かかる費用ですね。また、地域おこし協力隊1名追加でと。いろんな、国のそういう部分を活用しながら、村の持ち出しがないように。しかしながら、年々採っていくと、地域おこし協力隊の給与等々も3年で切れるわけですよ。ということは、費用はかさんでいくわけなんです。

これに対して、運営の目的で持込み頭数、去年は489頭であって、今回、解体処理施設をすることで1,200頭ぐらいなんですかね、を目標にというふうになっております。計算上で約1,200頭を持ち込んで販売していったとしても、この年間の決算上の収入は約3,000万円程度売上げをしていかないと採算合わんわけなんです。ということは、採算が合わない状況であれば、委託料を増やすしかないわけですよ。今210万円という部分が採算が取れなければ、これはもちろん村営としてやっていくなれば、費用対効果の部分をどういうふうに評価していくのか。ただ単に収益だけを求めることではないとは思いますが、2億円という金額が事業費として要るのであれば、より深く、このジビエの里協議会が事業展開をしていく中で、収入の部分の目的を、目標額をしっかりと定めていかないと、恐らく将来的に、また球磨村の持ち出し分は増えていくだろう可能性があるということなんです。

これに対して、そういう運営の情報共有であったりとかというのはされているのか。捕獲頭数からいくと、鹿1,867頭の成果、このうちの約7割、8割ぐらいを持ち込まないと、そもそもが受入頭数目標の1,200には達成しないわけです。今の現状として1,200頭を持ち込む手段、あるいは距離だったり、いろんな課題がある中で、それが、そもそも1,200頭を持ち込んで、これを加工して販売して幾ら収入になってという仮定的なものであって、そこをしっかりと見定めていかないと、また村の財源が、これ一般財源ですもんね、委託料は約210万円になりますので、そこら辺の目標数値というのは、どういう形で今設定をされているのか。

また、村長に、これを事業展開をしていく中で、村にとっての特産品の位置づけ、どのくらいのやる気度、村長のやる気度をお聞かせいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

すいません。先ほど西林議員のご質問の際にお答えさしていただきました金額につきましては、

施設を通常動かすためだけに必要とする金額だけを申し上げさせていただきました。ですので、実際、加工して販売するというときに必要となってまいります、例えば発送の送料であったり、パッケージするための消耗品であったり、そういったものを全く含めていない状態での金額となりますので、まずは、ちょっと決算額のお話をさしていただければと思います。

まず、決算のほうのお話をさせていただきたいと思うんですけれども、まず、直近の令和6年度になります。令和6年度の収入のほうの総額が926万8千円余りになっております。そのうち、村からの委託料というところでは222万円が村からの委託料として頂いているところでございます。こちらは施設の管理料ということで頂いております。同じく令和5年度ですけれども、金額だけ申し上げますと704万5千円が収入の合計というふうになっております。

それから、支出のほうですけれども、令和6年度が約638万円、先ほどの収入との差引きで言いますと288万円ほどの繰越しという形になります。同じく令和5年度が、支出のほう616万円程度です。先ほどの収入と差し引きしますと87万9千円ということになってまいります。

すいません。まずは金額の上で混乱をするような、答弁になってしまいまして申し訳ございませんでした。

それから、今後の処理頭数1,200頭の考え方といいますか、処理頭数の話が出てきたかと思うんですけれども、確かに令和5年度の鹿の捕獲頭数、そちらが1,867頭ということ。令和6年度、昨年度ですけれども1,712頭ということになっております。そのうち、実際に加工所のほうに持ち込まれた頭数ということですが、令和5年度が1,867頭の捕獲に対して492頭、それから令和6年度が1,712頭に対しまして処理頭数が594頭というところになっております。これが、今、約600頭、昨年度で600頭の搬入があったというところなんですけれども、これを1,200頭まで上げたいという、こちらとしては目標を立てているところです。

やはり、処理、こちらに持ち込んでいただくというものには時間的に、捕獲された後に持ってきていただくまでの時間というのは大変重要なところではあるんですけれども、村のほうとしましては、捕獲されてからこちらのほうに持ってきていただくために極力労務が少なくすむように、軽トラなどに搬入されるときウインチ、それから引き上げる際のローラーウインチ、そういったものの補助を令和6年度にさせていただいております。

また、新しい施設が出来上がりましたら、現在、午前中までしか受入れはできていない状態にあります。解体後の保存する冷蔵庫等の大きさに限りがございますが、それが、新しい施設が出来ることによって受け入れる時間が長くすることが、冷蔵庫、冷凍庫が大きくなることによって受け入れる時間等も長くなって、より多く受け入れることができるかなというふうに考えてお

りますので、今のところは1,200頭というところを目標に掲げているというところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） それでは、私のほうからもお答えさせていただきます。

今、その他受入総数が500頭程度でございますけれども、それを1,200頭と、本当に大きな数字でございますが、これを達成するがために、今、多くの方々が軽トラにウインチをつけていただいておりますけれども、そういったところも含めて、1頭でも多く持ち込んでいただくようにということで、今、進めているところでございます。

それと、今の販売先というのはペットフードとかが主だと聞いておりますが、ペットフード、そしてあとはブロックで、生肉のような形でホテルとかに販売をしているというようなところでございますけれども。今後、国産ジビエ認証と、これは本当にハードルが高くて厳しい認証ということで聞いておりますけれども、それを取ることで、いろんなところに高価で販売ができるということを知っております。そして、できればふるさと納税でありますとか、特産品の加工品でありますとか、そういったところもしっかり取り組むことで少しでも収益を上げるような、そういった取組につながればと思っております。

そして、何よりも、ジビエのこの取り組みを進めることで、特産品とかそういう部分ももちろんありますけれども、あと1,800頭以上の駆除を毎年しておりますので、併せて農林業の振興にもこの事業はつながっていくというところで、2つとも同時に、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 先ほど私が言ったのは令和5年の成果報告書だったですね、訂正したいと思います。

もちろん批判するつもりもありませんし、要は、捕獲頭数が増えれば農産物の作付被害軽減にもなるし、植林された木における被害も軽減されるだろうと、いろんな効果は見られるだろうと思います。

その中で、やはり今、行政が思い描く理想的なものと、実際、現場で働く人達の思いが乖離しないように。そうしないと、今、言われた1,200頭の受入れであったり等々の販売額がどうであるかと。やっぱり、これをしっかり現場と近づけた、実数字に近いようなことをしていかなないと、本当の成果というのは出てこない。私は否定はしませんので、ぜひそういう考えを基本に持って行ってほしいということです。期待はしておりますので、ぜひ、そういう成果が見られる

ように頑張ってもらいたいというふうに思います。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。今こういう立派な施設をやっておりますが、このことにおいて販路拡大が重要視されていると思います。もし、食品衛生上可能であれば、ジビエ料理をその施設の近くでも料理させ、カフェみたいなものを作って、少しでも販売を上げていただくというようなことの考えはありませんか。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

今回建設をさせていただくところでは、なかなか、そのままそれを食材として提供というのは難しいかなというふうに考えております。ただ、できれば、せっかく村内で捕れたジビエということでもありますので、いろんなところでそうやって活用していただけるような流れというのができればいいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 現状のうちの農産物被害、ある人等については、やはり必要な私は施設だろうと思います。

ただ、今質問にあっておりますように、本当に頭数が増えて、それを本当に販路の拡大であるとか、特産品として、どう、これをつなげていくか、立派な施設を造ったけども、その費用対効果等々も含め後がしていけば、やっぱり宝の持ち腐れといたしますか、そういうことになってしまうので、そこをしっかりと考えていただいて建設していただければなと思っております。

最後に総務課長に、3月の当初予算のときに神瀬の鍋割山共有の購入について、実情は今どうでしょうかということで、3月の当初予算でお聞きをしました。そのときには前の総務課長さんでしたけども、今、そういういろんなデータといいますか、いろんなことを踏まえながら、着実にしておるような準備段階といいますか、そういうことをしておるというようなことでございました。ただ、今回の6月の補正予算に上がっておりませんので、現在の進捗といいますか、どういう対応をされておるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 前総務課長から引継ぎは受けております。組合のほうから要望書が上がってきて、それに今、対応する方向で検討しています。

以前も、十数年前、一勝地の共有林ですか、そちらについても村で購入した経緯がございますので、そういう形で今後検討していきたいというふうに思いますし、できるだけ早く組合のほうにもお返しできるようにしたいなというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） もう前から、去年から組合長さんも来られて、村長のほうにも多分お話はされとるだろうと思います。岩戸さんであるとか高沢さんがまだ組合長だろうと思えますけども、来られてお話はされておるだろうと思います。

そういう段階の流れの中で、予算が必要ですから、どういう財源を持っているか、それを持ってくるということでございますけども、やはり皆さんが役員会の中で、これはもう今回分配といえますか、個人個人がありますので、そういう分配も含めたところで解散をといいますか、そういうことをするというのもうお話になっておるものですから。あとが村の対応といえますか、そういうのをやっぱり言われるということでございますので、ぜひ今年度なら今年度、けりをつけていただくというか、そういう中でお進めいただければと思います。はっきり言えば、今はまだ健康ですけども、来年どうなるか分からないとか、いろんなお悩みも持っておられる組合員の方もいらっしゃると思いますので、そういうこともお酌み取りいただいて、今年度、ぜひ予算化していただいて解決いただけますように、ぜひ村長、お願いをしたいと思いますので、よろしく。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。3 番、宮本宣彦君。

○議員（3 番 宮本 宣彦君） 3 番です。一勝地交流センターの床張り替え工事、10 ページ、110 万円、予算を計上されてありますけれども、場所と面積、分かれば説明をよろしくお願ひします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） ここにつきましては、全協のほうで写真のほうは確認していただいたと思っているんですけども、温泉施設の2階で、靴を脱いで上がってすぐのところの茶色のカーペットなんですけども、その部分を改修をしたいと思っています。ちょっと面積については計測しておりませんので、面積的には今申し上げられないんですけども、入って見えるところ、真っすぐ見えるところまでの張り替えということになっています。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3 番、宮本宣彦君。

○議員（3 番 宮本 宣彦君） なぜ、あえて、お伺いしたかといいますと、張り替えに当たってじゅうたんを寄贈したいという話が前あったように記憶しているんですが、私の記憶違いでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 実はこの予算につきましては、もともとのお話としては、ある方が「かわせみ」のじゅうたんが大分傷んでいるので、私がお金を出すから張り替えてもらえないですかというお話があって、3月の議会のときにもそういうお話をさせていただいていると思

っております。

そういうところで、まだ受入れというのは実際頂いてはいないんですけれども、交流センターの張り替えをまず計上させていただいて、受入れについては、今ある予算の中で受入れをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） ちょっとしたお願いをしたいと思います。私は温泉、ずっと利用させていただいているのですが、ちょうど温泉に入るところの角のところに雨漏りがしているんですよ。もう長いこと放置してあるような状態ですので、もしよければ早めに、その修理なりしていただければと思いますが。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 一勝地温泉「かわせみ」の2階に上がって、ちょうど角を曲がったところの明かり取りのところだと思っているんですけども、私も現場のほう確認させていただきました。今、業者さんのほうに、どういうところで雨漏りがしているかということで確認をさせていただいているところでございます。

どれくらいかかるかということでは、まだちょっと分かりませんが、ほかの部分の明かり取り、そういうところも考えられますので、全体的に調査を進めて考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） ちょうど場所が角のところ、小さい子どもさん達が走ってきて足を踏み込んだりとか、つまずいたりとかするようなことがあると思われれます。だから、ただ雨漏りだけじゃなくて、場所がちょうどそういう危険が伴うようなところもありますので、もうちょっと分かりやすい何か表示を、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午前11時21分休憩

午前11時30分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま村長より、先ほどの高澤議員に対する発言について、発言を訂正したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、村長からの発言の訂正の申出を許可することに決定しました。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。先ほど、高澤議員のグラウンド仮設団地の改修工事に関してのご質問でありましたけども、改修費、村有住宅としての改修を行いますが、改修費の補助金の件ですが、これは、私は先ほど復興基金というふうに説明しましたが、これは社交金の間違いでございました。そして交付率は45%ということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） では、引き続き質疑を受けたいと思います。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 14ページでお尋ねします。消防費ですが、備品購入費で613万6千円というふうになっている、これの内容をお聞かせ願います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 備品購入費についてでございますが、まず消防本部、役場に配置します排水ポンプ、これを3台、計画しております。必要に応じて各分団に持ってきていただいて活動していただくということと、浮き輪、これ全分団ですが、浮き輪、それからフローティングロープ、これも全分団、水のう、これも全分団です。それから高視認性雨がっぱ、本部と各分団に配備をするということと、救命胴衣、これも各分団に配備いたします。それから高性能防火服、こちら全分団に配備いたします。それから防火倉庫、これも全分団、それから防火長靴についても全分団に配置いたしますし、最後はトランシーバー、本部と各分団に配備をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 予算書の14ページ、防災費、避難所標識作成業務委託料ということで30万円ほど計上されておりますけども、ここはどこにどういった形で、この標識を作成されるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） お答えいたします。

避難所標識作成業務委託料ということで、まずは指定避難所のエスペランサ桜峯、災害時の駐車スペースの案内ということで20万円を計画しておりますし、もう一つは神瀬地区の復興まちづくり支援施設の案内標識ということで10万円の計30万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 内訳は分かりましたけども。

今月4日、6月4日の日に防災会議が行われましたけども、その中で、資料の中で指定緊急避難所あるいは福祉避難所等々が変更になっておりますけども、そういったところの看板なのかなというふうに思いましたけども、そういったところも変更になって、ここは避難所なんですよという標識が必要だと思いますけども。もちろん、指定避難所、公民館等々、数多く掲載をされておりましたけども、そういったところも含めて案内看板等が必要だと思いますけども、そういったことを考えていかれないのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今回は指定緊急避難所ということで作成委託料ということで書かせていただきましたが、今後といいますか、避難所も変更になったりしておりますので、そういったところを順次、整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） ぜひ、そういった避難所になるような施設は案内看板等が必要だと思いますので、変更になる部分も含めて、やっぱり土地勘のないところに来られたり、観光等々で来られるケースもありますので、ここは避難所ですよという看板等を設置をしていただければと思いますけども。

ちょっと関連で、もう一点お聞きをしますけども、先ほどから出ています塚ノ丸団地の看板を設置して、多くの方に募集をかけるという話の中で、6月のこの定例議会の中で補正予算を組むという話を聞いておりましたけども、上がってきていないということは、いろんな検討をされているんだろうと思いますけども、その辺の進捗をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 本来なら、今回、上げる予定ということで議員の皆様にはご説明させていただいたところでございますが、現在、看板の設置場所の協議に入っております、まず1か所目がドライブイン石水のところの看板をそのまま利用させていただけないかというところで、今、協議中でございます。それを使わせていただく部分と、それから塚ノ丸団地入り口、それから上に上がったところに整備をしたいなというふうに考えております。

できれば9月の補正ぐらいに間に合えば、上程のほうをさせていただきたいというふうに考えておまして。で、塚ノ丸が全部埋まった際には、球磨村の広報看板として有効に利活用できないかというところで、今、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 先ほど高澤議員からもありましたように、塚ノ丸団地、まだ21区画、半分以上残っておりますので、村内を含めて村外からも、移住定住も含めたところで、たくさんの方に来ってもらうように、そうした活動も大事なことだと思いますので、最後に言われた、あそこが埋まったら球磨村の広報看板として使用するということも踏まえて、その辺の対応を、今後ともどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第37号 令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第37号令和7年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。予算書7ページでお伺いをしたいと思います。

次の後期高齢も関係はするんですが、今回、一般管理費の中で、委託料としてシステム改修の委託料をされるということで、これは子ども・子育て支援制度が始まりますので、それに伴うシステム改修ということでございますけども、今回は、この国保の中で811万5千円、後期高齢で300万円ぐらいだったですかね。この委託料の中身といいますか、システムを改修するのに、この金額の差っていいですか、保険者といいますか、その人員といいますか、そういうのが絡まって、こういうシステム改修の金額というのが変わってくるのかどうかを教えていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） お答えします。

今回、国保のほうでは、子ども・子育て支援制度に係る支援金が来年度から徴収が始まるということで、そのシステム改修770万円。それと、高額療養費制度で所得の低い70歳以上の低所得1区分に係る基準見直しに伴うシステム改修が今回23万8,700円。それともう一つ、

資格確認書の様式変更に伴う改修という3つの改修がありまして、811万5千円というような補正予算を計上させていただいております。

こちらのほうでは、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修額770万円、それと後期高齢者医療のほうでは330万円という、この差につきましてははですけれども、これは、私達の電算委託業者RKKCSですけれども、そちらのほうに見積りを取って、概算で一応出させていただいたというような状況でございます。

国保の中での計算と後期高齢者医療の保険料の算定、この算定の方法がまた違いますので、国民健康保険料でしたら世帯単位で国民健康保険料を算定することとなっておりますけれども、後期高齢者医療は、これは75歳以上、お一人お一人で算定するような算定方式となりますので、これについては電算会社のほうで、一応、概算で見積もった額というところで計上しています。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 今回は子ども・子育て支援制度が始まるので、それを徴収を来年、令和8年度からしますから、そのシステム。私が言いたいのは、給付金でも何でも、以前も来たときに、必ずシステム改修をしなきゃいけないんですよ。これも国庫補助で来ますから、村の持ち出し分は要らないといいますが、少なくなるんですが、システム改修を、何かを給付するのに必ずシステム改修が必要ということで、国のほうも膨大な予算を、始めるのには使われるんだろうと思いますよね。うちばかりじゃないですから、日本全国の自治体にシステム改修費ということで、この補助をされるんでしょうから。あまりにも、このシステム改修の費用というのが、何たら給付金をするときには必ずシステム改修、何かをするときにはシステム改修と出てくるもんで、非常にここのシステム改修の中身というかな、本当に必要なのか、分かりませんが、そういうのは必要なかなとちょっと思うもんですから。精査をですね、補助が来るからというんじゃないで、やっぱり精査をしながら、ちゃんとそこは、ここでは分かんないと思います。ただ、システム会社には何でしなきゃいけないんですかねとか、やっぱり共有部分というのは必要だろうと思いますので、ぜひお願いをしたい。

関連ですので、課長、今国会の中でもとか、世の中で子ども・子育て支援制度が始まれば、国民健康保険の加入の方と、皆さん方、共済とか社会保険料とか、負担の割合が違うというのは国会でもいろんな論議がされておったですけども、それは本当なんですか。国民健康に入っていない人は幾らです、ほかの社会保険料とか共済に入っている人は幾らですとかという差異が生まれて、不公平感がとかいうようなことで国会答弁等々で、国会でやっておりましたけれども、そういうことがうちでも試算といいますが、分かるとれば教えていただいて、もう分かんたら結構でございます。幾らぐらい上乗せがなるのかを、分かるとれば国民健康保険だけで構いません

けれども。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） インターネットのほうで、この子ども・子育て支援金の、医療保険に加入する人達の負担する平均額というのが示されております。国民健康保険ですと、令和8年度では1世帯当たり大体250円、後期高齢者以上では200円というようなところで資料では出ているんですが、実際のところ、この算定に当たっては賦課の税率ですね、そういったものはまだ詳しく説明はあっておりませんので、はっきりした金額はどれくらいになるか、各保険の種類に応じて、どれくらい差が出るかというところはまだ分からないところです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） はい、分かりました。国会の中でも、国民健康保険はそれぞれ地方自治体でいろんな保険者等々の関係があるので、そこでの基準だったり、いろんなところですから国民健康保険の部分とはということと、また社会保険料、共済保険等々も含めてなんでしょう、そこはそこで、また算定の仕方が違うということで大臣も答弁をされておりましたので。国民健康保険が、今おっしゃるように幾らだったかなということでありましたので。はっきり言えば、同じ村民でも、私が国民健康保険、この方が社会保険ならば負担が違くと、何とかなったときに、全世代で子どもを育てましょう、子育てをしましょうという支援の中で、やっぱりその差異が出たらということをおっしゃったものから、ご質問させていただいた。また、はっきりと分かりましたときには、お知らせをいただければと思いますので、よろしく願いをしておきます。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） 国のほうでも、一応、算定に当たっては、国民健康保険でも所得の高い人、低い人いらっしゃいますので、7割、5割、2割とかいう軽減あたりも制度がありますので、そういったところも加味しながら、今、検討はされているというような状況でございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第38号 令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第38号令和7年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第39号 令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第39号令和7年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてを上程します。

ご審議を願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

ご審議を願います。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 10番です。まず、浅野美津子氏につきましては、村長が提案

理由で申されたとおりでございますし、人格、識見共に大変優れておられ、また、議員各位もよく承知しておられるものと思いますので、議会の全会一致をもって推薦を認めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、10番、田代利一君より、浅野美津子氏を人権擁護委員に推薦する旨の発言がっております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言がっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。諮問第1号は諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第12. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

審議を行います前に、本件について、5番、東純一君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、東純一君の退場を求めます。

〔5番 東 純一君 退場〕

○議長（舟戸 治生君） それでは、本案件の審議を行います。

ご審議を願います。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。東さゆりさんにおかれましては、村長が提案理由で申されたとおり、人格、識見共に大変優れておられ、また、これまでの実績などについても議員各位よくご存じだろうと思いますので、議会の全会一致をもって推薦をお認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、1番、永椎樹一郎君より、東さゆり氏を人権擁護委員に推薦する旨の発言がっております。

ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言がっており、ほかに質疑などの通告はありませんの

で、これから採決をいたします。

お諮りします。諮問第2号は諮問のとおり適当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

〔5番 東 純一君 入場〕

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君に申し上げます。

諮問第2号は諮問のとおり適任と認めることに決定しました。

本会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。村長から、議案第40号財産の取得について、議案第41号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、追加上程の申出がっております。

これを日程に追加し、上程したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、議案第41号を日程に追加し、追加日程第1、第2として上程することに決定しました。

追加日程第1. 議案第40号 財産の取得について

○議長（舟戸 治生君） それでは、追加日程第1、議案第40号財産の取得についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第40号財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、球磨村教育委員会スクールバス更新事業に当たり、5社に見積りを依頼し、唯一見積書の提出がありました三菱ふそうトラック・バス株式会社との物品売買契約につきまして、契約額が935万380円となり、購入価格が700万円以上となるため、地方自治法第96条第1項第8号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

更新を行う車両は平成22年度に購入したスクールバス1台で、開閉扉や座席シートが劣化し

ているため、僻地児童生徒援助費等補助金を活用し、スクールバス車両の更新を行うものでございます。現在は仮契約中で、納入期日は令和7年12月22日を予定しております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案の理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 議案第41号 球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、追加日程第2、議案第41号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第41号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和6年12月末で、一勝地温泉「かわせみ」の指定管理者であった株式会社トラックセッションと合意解約を行った事案に関しまして、合意解約に伴い、宿泊やレストラン運営を休止せざるを得ない状況に至り、現在も温泉以外の運営ができていないことに対し、村民や観光客の皆様へ多大なご迷惑をおかけすることとなってしまったことから、指定をした結果責任を負わせていただきたく、令和7年7月から9月までの3か月間、村長給与を30%削減することとし、副村長においても同様の期間20%削減する特例条例をご提案申し上げるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案の理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。確認でございます。今、提案理由の中で、昨年12月

まで指定管理を行ったトラックセッションと解約をしたと。その解約で、宿泊であるとかレストランの運営ができなかった。そして、現在も温泉以外の、直営で温泉はしておりますけれども、それ以外で運営ができていないということで、村民や観光客に多大な迷惑をかけたので、今回、給与の減額の条例をされたということでございますけれども。村長、トラックセッションのいろんな今までの問題であるとか、未収、支払いができていないとか、そういう責任についての減額ではないということですか。この提案理由にあるだけの給与カットということでございますでしょうか、確認でございます。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 結果責任ということで申させていただきましたけれども、村民、そして観光客の皆さん、宿泊ができるできないに限らず、その他のいろんな精神的な部分というのもあるかと思えます。

そして、今言われた未払いの分というのは、これからしっかりと責任は、村として果たしていくところで今考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ということは、今後、そういういろんな未払いの部分であるとか、そういう「かわせみ」に関してはですよ、そういうことがあれば、今後しっかりとまた違う形でございますか、責任を取っていくということでの判断でよろしゅうございますか。給与条例なのか、給与のカットなのか、責任を果たしていくと言われることであれば、その給与の削減といえますか、今回はカットして、またというのが分かりませんが、そこのお気持ちはということとは。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、議員言われるのは、これからトラックセッションの未払い分でございますとか、そういったところの支払い関係、いろいろあると思えますけれども、そういったところについての私の責任ということだろうと思うんですけども、それはしっかり、今、村がしなければいけないことについては、弁護士さんと相談しながら今進めているわけでございますけれども、そこについては責任がないというわけではございませんけれども、そういったところも含めたところで、この3か月分の給与カットというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 村長に確認をしときたいと思います。

この上程の説明におきまして、トラックセッションとの合意解約に伴い、あるいは結果責任を負うと。この結果とは、合意解約に伴い、宿泊やレストラン運営を休止せざる得ない状況に至った、このことによって村民や観光客の皆様へ多大なご迷惑をかけることになってしまった、という結果に基づいたものであるという認識と、以前、附帯決議の中に、村長における任命責任と道義的責任の明確化というのをうたっております。合意解約に至った後、様々な問題がまだ解決をしていない。ということは、結果に基づいた今回のこの減給であって、本来解決すべき問題は、今現在、進行中であります。これは、村長が先ほどの永椎議員の質問とかぶる部分はありますが、しっかりと、これは我々も認識をしとかなければいけない部分であります。

この文書に基づくと、住民あるいは観光客に対するものであるというふうに理解をしておりますが、その村長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

これは、今まで議会等のやり取りの中でいろいろ説明をさせていただいたと思いますけども、任命責任、それと道義的責任といえますか、そういった附帯決議あたりでも質問を受けておりますけども、任命責任につきましては、もちろん任命をしたときというのは、トラックセッションが、プレゼンを受けた中で一番、今後の球磨村にとってプラスになるだろうということで、それを判断して決めさせていただきました。それは、もちろんいろんな段取りを経て、これは決めていったことであります。そして、途中の指導とかそういったところもありましたけども、運営に対する指導の責任とかいうのも、その都度、トラックセッション代表とはしっかり話し合いをしながら進めていったわけでございますけども、その中で様々な課題が出てきて、結果的には、昨年12月において契約解除ということになってしまいました。そういったところを考えますと、村としてその任命、結果的にはそれがまずかったということではございますけども、任命、そしてその間の指導的な責任というのは果たしてきた上での結果が駄目だったということで捉えております。

そして、先ほど来、未払いの分ということをおっしゃっていただけますけども、その分については、本来であれば、これはトラックセッションの責任でございます。ですから、トラックセッションが支払うべきものを、あと村としてどういうふうな対応ができるかということで、今、弁護士さんと相談をして、支払える方法、何かありませんかということで、弁護士さんのほうにはお願いをしているところでございます。

ですから、その辺がしっかり決まりましたら、議会のほうにももちろん説明をさせていただいた上で、これ予算計上が必要でございますので、しっかり予算を計上して、また提案をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 今の点ですが、合意してということになっておりますが、給与を減額したから、これで終わりというような考えではありませんか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

もちろん、これは形としては給与減額という形でございますけども、これを次にどう生かすかというのが、これからの私達の仕事だと思いますので、二度とこのようなことがないように、次はしっかり成功して、しっかりとした指定管理者、業者に委託をすることで、私達の責任を果たしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 次の指定管理者に委託するんじゃなくて、今現在の給与減額において、そのトラックセッションとの交渉、そういうことは、それで終わりというふうな気持ちじゃないですね。そして、その次の、要はどういうふうにされていきますか、はっきり言ってください。次、今からどういうふうにされるのか、トラックセッションとの関係なんかを。減給だけで終わるんじゃなくて、次どういうふうなことを考えているということまで、はっきり教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） トラックセッションの代表には、今でも定期的に連絡を取ろうという試みはしておりますけども、なかなか連絡は取れないところでございます。ただ、やっぱりうちがこれからしなければいけないというのは、しっかり連絡を取った上で、本来であれば未払いの分はしっかり払ってくださいということを言っていきたいと思っております。

それと併せて、先ほど申しました、それができなかつたときには、うちのほうで何か対応策がないかということを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） そんなんじゃなくて、どういうふうにならしますということを言ってください。トラックセッションと交渉というのは、なかなか見つからないからとか言われるけども、それでもちゃんとしますということを言ってくださいよ。次の指定管理者が何とかじゃなくて、現在の今のトラックセッションとの折り合いが見つからなかつたらどうする、どういうふうにして交渉していくかということ。トラックセッションの責任もあるかもしれませんが

も、その指定管理者として、球磨村が管理者として出した以上は、そのところまでの給料の減額の責任じゃなくて、最後まで、最後までというところまで責任を持ったところの発言をお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） これは繰り返しになるかもしれませんが、先ほど高澤議員の質問でもお答えしたとおり、トラックセッションには、もちろん先ほど言いましたように、これから支払っていただくようお願いをずっとしていきたいとは思いますが、最終的には村の責任がどういう取り方があるのかといったところを考えたときに、村として未払いの業者に支払うことができる方法というのを、今、弁護士さんと話をしているところでございますので、支払う方法はあるということで、今お答えを頂いております。その幾つかある支払いの方法の中で一番いいのを村としてしっかり検討した上で、議会のほうにはご提案をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。この採決は起立によって行います。

議案第41号球磨村長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。着席ください。

日程第13. 請願書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、請願書を議題とします。

議会運営委員会に付託した人吉准看護学院へのさらなる支援を求める請願について、委員長より報告を求めます。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 10番です。議会運営委員会に付託されました請願についてご報告いたします。

審査の結果、お手元に配付したとおり、閉会中もなお継続して審査すべきものと決定しました。閉会中の継続審査申出書を朗読いたします。

本委員会は、審査中の請願について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第73条の規定により申し出ます。

1、事件、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願。

2、理由、さらに慎重な審査を必要とするため。

以上をもって報告いたします。

○議長（舟戸 治生君） 田代利一議会運営委員長から、目下、委員会において審査中の請願について、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、総務文教常任委員会に付託した法人解散の清算金の支払いに関する請願書について、委員長より報告を求めます。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 法人解散の清算金の支払いに関する請願書。

総務文教常任委員会に付託されました請願についてご報告をいたします。

審査の結果、お手元に配付したとおり、閉会中もなお継続して審査すべきものと決定いたしました。

閉会中の継続審査申出書を朗読をいたします。

本委員会は、審査中の請願について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則73条の規定により申出いたします。

1、事件、法人解散の清算金の支払いに関する請願書。

2、理由、さらに慎重な審査を必要とするため。

以上をもって報告をいたします。

○議長（舟戸 治生君） 高澤康成総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願について、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第14. 発議第3号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第14、発議第3号球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） この件につきましては、3月議会におきまして、私は2減ということで、2減の提出に賛成をいたしました。が、否決をされました。

それから、いろんな方から電話も頂きました。それと4月に入って、それぞれの地域で花見もございました。その席上でいろいろな話も聞きましたけれども、なぜ2減を否決したのか。我々は、こういうときだからこそ2減が賛成ですよという声を聞いております、たくさんの方から。今議会でも電話がかかってきました。あれはどうなったねということでございますので、私は今でも2減を思っておりますので、私は2減の提出をと言いますか、この1案には反対をいたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 私も、この案については反対をいたします。

私も3月議会で、定員10を2減とする発議をさせていただいたときには賛成をいたしました。この人口減少化が進んでいく中で、議員自らがやはり姿勢を正さなければいけないということも一つでございますし、そういうときだからこそ議員が一つになって、執行部から提案のあるいろんな議案等々の審査、あるいは我々が村民の声、村民の思いをどう伝えていくかということ、私はしっかりとやっていく必要があると思っております。

3月議会で、私は定数10から2減ということで賛成者として議案を出させていただきましたので、これは地域住民の方、あるいは支援者の方を含め、その声を頂いておりますので、私はこの議案については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。私も、今回のこの議員定数削減の条例、1名に納得できませんので、反対をさせていただきます。

3月において、私も2名削減ということで、そちらのほうで賛成をしましたが、否決をされております。多くの住民、村民が望むのは、2名削減ということになります。災害発生以降、多くの住民が村を去られて、人口減少も著しく進んでいる中で、少子高齢化も大きく進んでおります。1名減という、その判断が正しいのかどうかというところも疑問に思うところでもあります。議員として住民の意見、要望を聞きながら議員の活動をやっていく中で、やっぱりその人達のことを裏切るわけにはいきませんので、今回の発議には反対をして、また2名減ということで、9月になるのか12月になるのか分かりませんが、そういったところに期待をして

おります。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。昨日、私、一般質問で人口減少について、いろいろ執行部のご意見もお聞きし、私の気持ちも述べさせていただきました。

いろいろ報道等でも、いろんな形で人口減少のことについてお話があったわけなんですけども、やはり村の人口減少が明らかにもう顕著となったということ、さらに現在、議員定数は10名でございますけども、現在9名で議会の運営されておるわけなんですけども、9名でもその議会運営が成り立っているということ。そしてまた、多くの村民からいろんなご意見をお聞きいたしました。やはり、この機会に定員削減の意向が強いというような意味合いに私も理解をいたしましたので、様々な削減を行うことが必要と判断をいたしました。

このようなことから、議長におかれましては、起立採決での採決をよろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。この採決については起立によって行います。

発議第3号に原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） お座りください。起立少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 私は動議を提出したいと思います。いいですか。

○議長（舟戸 治生君） はい。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時28分休憩

午後1時37分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に配付しましたとおり、球磨村議会議員の提出を定める条例の一部を改正する条例の制定について、動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

お諮りします。本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

追加日程第3. 発議第5号 球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第3、球磨村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 提案の趣旨説明を申し上げます。

先ほど、次期選挙時からの議員定数を10名から9名にする議案が否決されました。現在、本村の最大の課題は人口減少と少子高齢化です。特に被災後は人口流出が顕著となり、被災前に約3,500人であった人口が、令和7年6月1日現在2,598人と、この5年間で1,000人近くが減少をしております。

また、地区のコミュニティについても、以前のような班体制を継続するのが難しい地域が発生するなど、地域情勢も大きく変わってきております。被災後の人口減少による地域情勢の変化や議員活動の在り方などを総合的に判断し、次期選挙時からの議員定数を10名から8名にするということを提案をいたします。

どうかよろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の趣旨説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件に対する質疑を行います。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 私は前回の議会の際に、この定数減の提出に対しまして10人を8人にするという議案に対して、私は賛成をできないということで意見を述べさせていただきました。今、今議会で再び、10人を8人にするという議案を出されました。

私の意見としましては、先日までの一般質問の中でも、私も球磨村の人口減少、その問題を質問させていただいたところでありました。宮本議員も同じように人口、世帯数の削減を言っておられました。確かに、人口、世帯数、かなり減っているなど私も実感した次第でございました。

しかしながら、私の思いと、気持ちといたしてみれば、今のこの球磨村の状況を考えたときに、定数を減らすこと、それ自体には反対はいたしませんけれども、削減するのであれば、私は1名削減のほうで進めていただければという思いがありまして、今提出されました10人を8人に定めるという提出については、私は反対をさせていただきたいと思ひます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 私も以前、このことについては1減というふうに申しておりました。

た。

先ほどの賛成、2減の分に関して、私自身、減にするというところに関してはしっかりと理解をしております。あたかも全村民が2減というのが民意、あるいは総意というような誤解を招くようなお話もございました。それぞれの支援者、後援者の方々もおられる、その中での会話の一部だというふうに私は理解しております。確かに定数を削減することは必要です。

しかしながら、これまで皆さんご存じのとおり、今の村づくり、あるいは今困難に面しているときに、人口減少イコール議員の数を2減らすということが、本来きちっとした理由になるのかというのは疑問に思っております。確かに定数を削減することに関しては否定をしませんし、反対もしません。やはり将来的なビジョンを見据え、将来的な方向性がしっかり定める中では、議会の役割とすると、監査的役割という位置づけがしっかりなされております。そう考えますと、今回の人口減少に伴う、あたかも村民の民意、総意という表現の中で2減ということに関しては、私は浅はかな考えだろうというふうに思っております。

私の考えでおりますと、やはりしっかりと将来的なビジョンを見据え、今回の選挙は1減、将来的その後において、また1減するのかという議論も必要ではなかろうかなという思いの中で考えておりました。2減が駄目とか1減が駄目ということではありません。そういう話の中で、やはり1減というふうに思っておりますので、私は反対の立場でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） いろいろ議論もあると思いますが、それは3月の議会のときに、それ自体がおかしかった時点から始まっていることと思います。そのときにも私も言いましたが、やっぱり議員は住民に推されて、住民に選ばれてなっております。その住民がいろいろあのとき、高澤議員言われましたけども、浅はかな考えじゃないと思います。やっぱり自分の推されている人達のためにも議員は削減して、本当に議員一人ひとりが一生懸命になれば、一人二人削減しても議員となってやれるという自信を持っていけばできるはずですよ。そのところを、自分が議員になるならんの問題じゃなくて、住民から推されたその気持ちを、そして今9人で、あと1人減るだけです、その時点で。それを考えてみたらやっつけられるはずですよ。そのところ、だから賛成です。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。この

採決については起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（舟戸 治生君） お座りください。起立多数です。したがって、本案件は原案のとおり可決されました。

日程第15. 発議第4号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、発議第4号球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。発議第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 動議を提出します。松谷村長及び上葦副村長に対する辞任勧告決議を、高澤康成議員外6名の議員の賛同を得ましたので動議として提出したいと思います。

○議長（舟戸 治生君） ただいま、10番、田代利一君から、松谷村長及び上葦副村長に対する辞職勧告決議の動議が提出されました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○議長（舟戸 治生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に配付しましたとおり、松谷村長及び上葦副村長に対する辞職勧告決議の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がいますので成立いたしました。

お諮りします。本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

追加日程第4. 決議第1号 松谷村長及び上蔀副村長に対する辞職勧告決議

○議長（舟戸 治生君） 追加日程第4、決議第1号松谷村長及び上蔀副村長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 10番です。ただいま上程されました松谷村長及び上蔀副村長に対する辞職勧告決議について提案理由を申し上げます。

松谷村長は令和2年3月に就任し、現在2期目ですが、復旧復興のみならず、様々な問題が山積する中、問題を先送りにして何も解決せず、その不誠実な対応と村長としての資質を欠く発言により、村民はもとより、議会、職員、関係各般に大きな混乱を招いています。

また、松谷村長を補佐すべき上蔀副村長においては、村全体の政策を把握し、職員の事務執行を総括すべき重要な役割でありながら、全くその職責を果たしていません。このままでは行政が停滞することは必至であり、本議会としては以下の事項を示し、松谷村長及び上蔀副村長に対し辞職を求めるものです。

- 1、一勝地温泉「かわせみ」における未払い金の問題について。
- 2、一般社団法人くまむら山村活性化協会について。
- 3、人事異動について。
- 4、村長の職員に対する発言等について。
- 5、義務教育学校一体型校舎建設について。

以上の5点について、本議会は松谷村長及び上蔀副村長の責任を厳しく追求するとともに辞職を勧告するものです。

詳細については、お手元にお配りした決議を御覧いただきたいと思います。

ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件に対する質疑を行います。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。ただいま決議第1号に対しまして、松谷村長及び上蔀副村長に対する辞職勧告決議が出されましたけども、私は反対の意見を述べさせていただきます。

今回、多くの事案に対しまして、村長と副村長におかれましては本当に反省、猛省をしていただきたいという事案だと私も思っております。

しかしながら、村長本人は本当に誠実実直な性格から、人柄を含めて、うそ偽りない人だと私は信じております。多くの住民の方々に支持をされ、大いに期待をされております。

今回、村長の発言、人事異動の件、それ以外にもいろんな課題に関する不信感というところで、村の職員、課長さんを中心に100%の理解を得られませんでしたけども、職員の判断として住民サービスの低下等々が滞ることがない、回避するために、議会の開催を含めて、この先の期待と希望を見いだされた判断をされました。

私は今後、村長と副村長の言葉を信じて、その行動に大いに期待をしたいと思います。村政の運営が、議会を含めて一丸となって邁進されることを願っております。村長、副村長、これから先、職員、議会、そして住民の信頼回復に向けて、しっかりと対応をしていただきたいと思います。これまでのような村政運営では何も変わっていかないんだと思います。どうか、考えと行動を大きく変化をさせていただいて、全身全霊取り組んでいただき、努力をお願いを申し上げます。

以上、反対意見というか、私の思いも含めて述べさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。私は、決議第1号松谷村長及び上蔭副村長に対する辞職勧告決議の賛成ということで、ご意見を述べさせていただきます。

詳しくはこの決議書の中に書いてございますけども、本村はあの未曾有な大水害、令和2年7月豪雨災害から、来月4日で丸5年を迎えます。確かに、見える形での復旧復興、進んでおりますけども、最大の課題である人口減少、急激な人口減少、歯止めがかからない状況でございます。そのような中で策定をされました復興計画、あるいは復興まちづくり計画、そして第6次総合計画の後期計画など、本村が今後、総合的復興に目指すべき姿が掲載をされております。また、その施策の展開も掲載をしております。

様々な課題が山積をしている中でございますけども、はっきり申し上げまして、村長、その方向性、あるいは決断をしなければならない時期、施策も多くある中に、その重要な案件について優先順位はもとより、どう課題解決していくのか不透明、決定すらされていない事象が多く存在しております。

そのような中で、この決議書にありますように一勝地交流センター「かわせみ」の未収金の問題、あるいは一般社団法人くまむら山村活性化協会との不誠実な対応など、そして今後の施策の遂行、行政運営を行っていく上で村長、副村長、一番の協力者である、理解者である職員に対する発言、私はそれを聞いたときに愕然といたしました。ご存じのとおり、私も職員上がりです。この職員、一番頼りになる、住民サービスに頼りにしている村民が、職員を頼りにしている課長、そしてその部下の職員さん方に対する協議対応、本当に悔しくてなりません。私が批判されると、私は思った次第でございます。

このようの中で、職員が村長への不信感、疑念、本当に払拭されるんでしょうか。これからそ

ろって復興を目指していく上で、職員は大事な存在です。村長、副村長の指示を受け、村民のために仕事をしていく職員が大切なんです。その村長を支えていく上副村長も、本当に職員の事務総括者として、職員のために、村民のためになって仕事をしていただけたのでしょうか。私は疑問でなりません。このような状態の中で村政運営の停滞、あるいは住民サービスの低下、重要課題の解決に邁進することができるでしょうか。村政運営の責任者である村長、また、補佐すべき副村長がその職にとどまるということは、私は適切でないと判断をいたし、辞職を求めるものでございます。

以上、私は、松谷村長及び上副村長に対する辞職勧告決議の賛成をいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。この採決については起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟戸 治生君） お座りください。起立多数です。したがって、本案件は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議員派遣について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、議員派遣を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第17. 閉会中の継続調査について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、閉会中の継続調査を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議での議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本会議において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回球磨村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員